

# 葉山町子ども・子育て支援事業計画 構成（案）

資料7

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的視点
- 3 基本目標
- 4 重点施策

## 第3章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

- 1 人口等の状況
- 2 ニーズ調査からみた子育て家庭状況

## 第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育事業
  - (1) 1号認定および2号認定（教育ニーズ）
  - (2) 2号認定（保育ニーズ）
  - (3) 3号認定
- 3 地域子ども・子育て支援事業
  - (1) 利用者支援事業
  - (2) 地域子育て支援拠点事業
  - (3) 妊婦健診
  - (4) 乳児家庭全戸訪問事業
  - (5) 養育支援訪問事業
  - (6) 子育て短期支援事業
  - (7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）
  - (8) 一時預かり事業
  - (9) 延長保育事業
  - (10) 病児・病後児保育事業
  - (11) 放課後児童健全育成事業

## 第5章 計画の推進体制

## 第6章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

## 第7章 資料編



葉山町次世代育成支援行動計画 (後期計画)の構成	葉山町子ども・子育て支援事業計画の構成案
	<p>第3章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状</p> <p>1 人口等の状況</p> <p>2 ニーズ調査からみた子育て家庭状況</p>
	<p>第4章 幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策</p> <p>1 教育・保育提供区域の設定</p> <p>2 教育・保育事業</p> <p>(1) 1号認定および2号認定(教育ニーズ)</p> <p>(2) 2号認定(保育ニーズ)</p> <p>(3) 3号認定</p>
	<p>3 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>(1) 利用者支援事業</p> <p>(2) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(3) 妊婦健診</p> <p>(4) 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>(5) 養育支援訪問事業</p> <p>(6) 子育て短期支援事業</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業(就学児)</p> <p>(8) 一時預かり事業</p> <p>(9) 延長保育事業</p> <p>(10) 病児・病後児保育事業</p> <p>(11) 放課後児童健全育成事業</p>



国の基本指針(案)
<p>第三 一 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握(P14)</p> <p>事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、それらを踏まえて作成する。</p>
<p>第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方(P9)</p> <p>町は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する。</p> <p>子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。</p>
<p>第三 一 4 計画期間における数値目標の設定(P15)</p> <p>町及び県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定する。</p>
<p>第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P17)</p> <p>事業計画策定時における教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、子どもの認定区分ごとに、必要利用定員総数を定める。</p> <p>事業計画において、教育・保育提供区域ごと及び子どもの認定区分ごとに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。</p> <p>町は、地域型保育事業の認可の申請があった場合には、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の総数が、事業計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えると認めるときは、認可しないことができる。</p>
<p>第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P23)</p> <p>認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載する。</p> <p>幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項を定める。</p> <p>質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策を定める。</p> <p>町は、町と教育・保育施設、地域型保育事業を行うその他子ども・子育て支援を行う者が相互に連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携について推進していく方策を定める。</p>
<p>第三 二 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P22)</p> <p>各年度の教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、事業計画策定時における事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとに定める。</p> <p>各年度ごとに定めた量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。</p>

葉山町次世代育成支援行動計画 (後期計画)の構成	葉山町子ども・子育て支援事業計画の構成案
<p>第4章 推進体制</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>2 役割分担と協働</p>	<p>第5章 計画の推進体制</p>
	<p>第6章 その他の子ども・子育て支援に係る施策</p>



国の基本指針(案)
<p>第二 二 1 市町村内及び都道府県内の関係部局の連携及び協働(P11) 町及び県は、子ども・子育て支援制度の総合かつ効率的な推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携、家庭教育の支援策を行う関係部局との密接な連携を図る。</p> <p>第二 二 2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働(P11) 県及び町は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指揮監督に当たって、必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図る。 町は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速に同意が行われるように務める。</p> <p>第二 二 3 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働(P12) 町と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進める。</p> <p>第二 二 4 国と地方公共団体との連携及び協働(P13) 国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する。</p>
<p>第三 三 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項(P24) 小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に整備を行う。</p> <p>第三 三 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項(P24) 児童虐待防止、社会的養護施策との連携、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等の施策を踏まえつつ、県が行う施策との連携に関する事項及び町の実情に応じた施策を記載する。</p> <p>第三 三 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(P27) 地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子育て支援に取り組む民間団体等との相互連携、協力しながら施策を推進していく。 多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p> <p>第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項(P48) 町は、要保護児童、障害児など特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。 町は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、保育所又は幼保連携型認定こども園への措置入所及び教育・保育の確実な利用の支援、養育支援訪問事業等の活用等により家庭への支援を行うほか、県の専門的な支援を必要とする場合には県と連携して対応する。</p> <p>第五 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(P48) 国は、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行う。(子育て期間中を含めた働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進、国民への周知、理解の促進等)</p>

葉山町次世代育成支援行動計画 (後期計画)の構成	葉山町子ども・子育て支援事業計画の構成案
<p>第5章 資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 後期計画策定の経過</li> <li>2 葉山町次世代育成支援対策地域協議会 委員名簿</li> <li>3 葉山町次世代育成支援対策地域協議会 設置要綱</li> <li>4 葉山町次世代育成支援に関するニーズ 調査の概要</li> <li>5 行動計画策定指針(平成21年3月23日告 示第1号)概要</li> </ol>	<p>第7章 資料編</p>

国の基本指針(案)